

令和2年著作権法改正による「侵害コンテンツのダウンロード違法化」 の施行及び普及啓発等について

1. 経緯

- 令和2年通常国会において、インターネット上の海賊版対策を強化するための著作権法改正が成立。「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に係る改正事項が令和3年1月1日に施行された。
- 改正法附則（第2条）では、「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に関して、国及び地方公共団体が、学校等における教育の充実等を図らなければならないこととされている。
- 令和2年12月25日付けで、文化庁・文部科学省から各都道府県教育委員会等に対して、普及啓発・教育の充実等を依頼する通知（『改正著作権法による「侵害コンテンツのダウンロード違法化」の施行について』）を発出。

2. 改正の趣旨・概要

- 近年、インターネット上の海賊版による被害が深刻となっている状況を踏まえ、著作物全般について、一定の要件の下、侵害コンテンツをダウンロードする行為を違法化・刑事罰化することとした。
- その際、海賊版対策としての実効性を確保しつつ、国民の正当な情報収集等を萎縮させないため、①侵害コンテンツであることを知りながらダウンロードする場合のみを違法とするとともに、②漫画の1コマ～数コマなどの「軽微なもの」をダウンロードする場合など、一定の場合には違法とならないよう措置している。
- 違法となるダウンロード行為のうち、正規版が有償で提供されている著作物の侵害コンテンツを反復・継続してダウンロードする場合には、刑事罰の対象にもなる（権利者が告訴すれば、罪に問われる可能性）。

3. 普及啓発・教育の主な取組

- 法改正のポイントを分かりやすく解説したリーフレット（「ちょっと待って！そのダウンロード、違法かも？」）や解説記事の作成・周知
- 法改正の趣旨・内容に関する詳細なQ&Aの作成・周知
- 「ハローキティ」（著作権広報大使）を活用した普及啓発動画及び YouTube 広告の作成・周知
- 漫画家・有識者が出演する普及啓発動画の作成・周知
- 政府広報の枠組を活用した新聞広告及びバナー広告の周知など
- 文化庁SNSや教育関係者向けメールマガジンを活用した周知

4. 今後の主な予定

- 学校現場への周知徹底（教育関係者向けのメールマガジンや、各種会議・講習会など様々な機会を活用）
- 「ハローキティ」（著作権広報大使）を活用した教材やグッズの作成・配布
- 総務省の実施する「eーネットキャラバン」（学校現場等での出前講座）や、「インターネットトラブル事例集」（保護者・教員向け）を通じた普及啓発
- 関係団体・事業者と連携した取組（漫画雑誌への掲載や、テレビCMなど）

【参考：「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に関する各種情報について】
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/92735201.html>

(以上)

2 文庁第 1 5 4 1 号
令和 2 年 1 2 月 2 5 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 ・ 中 核 都 市 市 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長 殿
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
各 関 係 団 体 の 長

文化庁次長

矢野 和彦

(公印省略)

文部科学省総合教育政策局長

浅田 和伸

(公印省略)

文部科学省初等中等教育局長

瀧本 寛

(公印省略)

文部科学省高等教育局長

伯井 美徳

(公印省略)

改正著作権法による「侵害コンテンツのダウンロード違法化」の施行について（通知）

第201回通常国会において成立した「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」（令和2年法律第48号。以下「改正法」という。）のうち、「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に関する改正が令和3年1月1日から施行されます。改正法の趣旨・概要等は下記のとおり示していますが、本改正に関し、改正法附則（第2条）では、国及び地方公共団体が、学校等における教育の充実等を図らなければならないこととされています。

これを受け、教育関係者の方々に御留意いただきたい事項を下記のとおりまとめるとともに、本改正に関する普及啓発用のリーフレットやQ & Aなどを作成しましたので、十分御了知の上、これらを御活用頂くなどにより、学校等における教育の充実等を図っていただきますようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び社会教育施設その他の教育機関並びに域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び社会教育施設その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれてはその設置する附属学校に対して、厚生労働省医政局及び社会・援護局におかれては所管の専修学校に対してもこの旨を周知くださるようお願いいたします。

なお、改正法全体の趣旨・概要や「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に関する各種情報については、下記の文化庁ウェブサイトをご参照ください。

○改正法全体の趣旨・概要について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/

○「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に関する各種情報について

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/92735201.html>

1. 改正法の趣旨（侵害コンテンツのダウンロード違法化）

近年、インターネット上の海賊版による被害が深刻さを増してきており、10年以上前から被害が顕著であった音楽・映像の分野のみならず、漫画・雑誌・写真集・文芸書・専門書・学術論文など様々な分野・種類の著作物について、違法にアップロードされた著作物（以下「侵害コンテンツ」という。）のダウンロードによる被害が生じている状況にあったこと。

こうした状況を踏まえ、被害の拡大を防止する観点から、既に法整備がなされている音楽・映像分野に限らず、著作物全般について、一定の要件の下、侵害コンテンツをダウンロードする行為を違法化・刑事罰化することとしたこと。

なお、音楽・映像分野については現行規定を存置し、基本的に現行通りの取扱いとすることとしたこと。

2. 改正法の概要（侵害コンテンツのダウンロード違法化）

（1）侵害コンテンツのダウンロード違法化（民事）（新法第30条第1項第4号等）

侵害コンテンツ（既に法整備がなされている音楽・映像分野以外の著作物全般）をダウンロードする行為について、一定の要件の下、新法第30条第1項の対象から除外し、私的使用目的であっても違法とすることとしたこと。

その際、海賊版対策としての実効性を確保しつつ、国民の正当な情報収集等を萎縮させないため、①侵害コンテンツであることを知りながらダウンロードする場合のみを違法とするとともに、②以下のダウンロードが違法とならないよう措置したこと。

（ア）漫画の1コマ～数コマなどの「軽微なもの」のダウンロード

（イ）二次的著作物（二次創作・パロディ）のダウンロード

（ウ）「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロード

（エ）スクリーンショットを行う際に違法画像等（例：SNSで用いられるアイコン画像）が入り込むこと（写り込みに係る権利制限規定の拡充（新法第30条の2）によって措置）

なお、上記①に関して、重大な過失（著しい不注意）によって侵害コンテンツであることを知らずにダウンロードした場合も、違法とはならないことを明確化したこと。

（２）侵害コンテンツのダウンロード刑事罰化（新法第 119 条第 3 項第 2 号等）

上記（１）により違法となるダウンロード行為のうち、①正規版が有償で提供・提示されているもの（例：市販の漫画）の侵害コンテンツを、②継続的に又は反復してダウンロードする場合には、刑事罰（２年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金又はその併科）の対象とすることとしたこと。なお、本件刑事罰は、親告罪（検察による公訴提起に当たって権利者からの告訴が必要）としていること。

（３）国民に対する普及啓発・教育の充実について（改正法附則第 2 条）

国及び地方公共団体は、①国民が侵害コンテンツのダウンロードの防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、啓発その他の必要な措置を講じるとともに、②未成年者があらゆる機会を通じて、侵害コンテンツのダウンロードの防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、学校その他の様々な場を通じて教育の充実を図らなければならないこととしたこと。

３．留意事項

近年、インターネットの普及など「情報化」が急速に進展する中、子供の頃から他人の創作行為を尊重し、著作権等を保護するための知識と意識を醸成することが極めて重要となっていること。また、上述の通り、改正法附則第 2 条に基づき、地方公共団体は、未成年者を含む国民が侵害コンテンツのダウンロードの防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、普及啓発・教育の充実を図る必要があること。

このため、初等中等教育においては、学習指導要領に著作権を含む知的財産に関する内容が規定されていることを踏まえ、引き続き、指導の充実を図ること。また、特に侵害コンテンツのダウンロード違法化に関しては、別添 1 のリーフレットなども活用しつつ、様々な機会を通じて重点的に周知等を図ること。

また、高等教育等（専修学校・各種学校における教育を含む。）においては、自主的な取組により学生や生徒、教員等に対して著作権等に関する教育や研修・普及啓発による理解の促進を図るとともに、特に侵害コンテンツのダウンロード違法化に関しては、別添 1 のリーフレットなども活用しつつ、様々な機会を通じて重点的に周知等を図ること。

その際、文化庁において、学校向けに、児童・生徒が楽しみながら著作権について学べる学習ソフト・学習教材（「はじめて学ぶ著作権」、「マンガでわかる著作物の利用」など）や教員向けの指導事例集（「著作権教育5分間の使い方」）の提供を行っていることから、これらも十分に活用いただきたいこと。

○学習ソフト・学習教材等について

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>

【添付資料】

- 別添 1 「ちょっと待って！そのダウンロード、違法かも？」（普及啓発用リーフレット：文化庁著作権課作成）
- 別添 2 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ & A（基本的な考え方）
【改正法成立後版】（令和2年12月24日 文化庁著作権課）
- 別添 3 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（概要）
- 別添 4 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（説明資料）
- 別添 5 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（参考資料）
- 別添 6 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律 条文【侵害コンテンツのダウンロード違法化部分の抜粋】
- 別添 7 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表【侵害コンテンツのダウンロード違法化部分の抜粋】

担当 文化庁著作権課法規係・企画審議係 電話 03-5253-4111（内線4824・2982）

ちょっと
ま
待って!

そのダウンロード、 い ぽ う 違法かも?

じょう かいぞくばんたいさく ちょさくけんほうかいせい
— インターネット上の海賊版対策のための著作権法改正 —
れいわ
(令和3年1月1日からスタート)

ダウンロードも違法なの?

じょう い ぽ う けいさい かい ぞく ばん
インターネット上に違法に掲載された「海賊版」だと
し ながら まんが ちょさくぶつ をダウンロードすること
は、**個人で楽しむためであっても違法です。犯罪に
なる場合もあります。**



海賊版が利用されるとどうなる?

せいぎばん まんが う まんが が
正規版の漫画などが売れなくなり、**漫画家などのク
リエイターが収入を得られなくなります。**
その結果、**新たな面白い作品が生まれなくなってしまう
います。**



どうすれば良いの?

かいぞくばん おも ぜったい りょう
海賊版だと思ったら、絶対に利用しないでください。
せいぎばん りょう
正規版を利用しましょう。
むりょう せいぎばん まんが よ
無料で、正規版の漫画などを読めるアプリなどもたく
さんあります。



文化庁広報誌「ぶんかる」キャラクター ぶんちゃん

著作権法改正のポイント

1 全ての著作物が対象となります！

海賊版のダウンロードが禁止される著作物の種類が、音楽・映像から**全ての著作物に広がります。**

(例) 漫画、小説、論文、写真、新聞、イラスト、
コンピューターソフトなど



2 海賊版だと知りながらダウンロードを行うと違法となります！

違法にネットに掲載された**海賊版だと確実に知りながらダウンロードすると違法となります。**
海賊版かどうか分からない場合や、正規版だと誤解した場合には違法となりません。



3 違法とならない例外があります！

- 【例外1】スマホでスクリーンショットを撮る際に違法な画像が入り込む場合
- 【例外2】漫画の1コマ～数コマなど、作品のごく一部分の「**軽微**」なダウンロードの場合
- 【例外3】同人誌などの「**二次創作・パロディ**」のダウンロードの場合
- 【例外4】権利者の利益を不当に害しない「**特別な事情**」がある場合

4 罪に問われる場合もあります！

正規版が有償で提供されている著作物の海賊版を**反復・継続してダウンロードした場合**、権利者が告訴すれば、罪に問われる可能性があります。
(2年以下の懲役・200万円以下の罰金)



Q なぜダウンロードまで規制するの？

違法にネットに掲載する人が一番悪いのですが、**海賊版をダウンロードする人も、漫画家などのクリエイターに損害を与えています。**海賊版をダウンロードする人が沢山いると、違法にネットに掲載する人もいなくなります。

このため、違法なネット掲載だけでなく、**海賊版のダウンロードもセットで規制していく必要があります。**

Q 海賊版かどうか分からない場合はどうすれば良い？

海賊版かどうか分からない場合は、ダウンロードしても違法にはなりませんが、**海賊版だと思ったら、利用しないようにしましょう。**

正規版のサービスには、基本的に**右記のマークが付いているので、これを目印にすれば、安心して著作物を利用することができます。**



漫画や書籍等には
「ABJマーク」



音楽・映像には
「エルマーク」



文化庁広報誌「ぶんかる」キャラクター ぶんちゃん



ちょっとまって!

そのダウンロード、 違法かも?

インターネット上の海賊版対策のための著作権法改正
(令和3年1月1日からスタート)

海賊版は読んじゃダメ!
そのわけを
わし両津勘吉と学ぼう!!



©秋本治・アトリエビーだま／集英社

ダウンロードも違法なの?

インターネット上に違法に掲載された「海賊版」
だと知りながら漫画などの著作物をダウンロードすることは、**個人で楽しむためであっても違法**
です。犯罪になる場合もあります。

海賊版が利用されるとどうなるの?

正規版の漫画などが売れなくなり、**漫画家などのクリエイターが収入を得られなくなります。**
その結果、**新たな面白い作品が生まれなくなって**
しまいます。

どうすれば良いの?

海賊版だと思ったら、**絶対に利用しないでください。**
正規版を利用しましょう。
無料で、正規版の漫画などを読めるアプリなども
たくさんあります。



著作権法改正のポイント

1 全ての著作物が対象となります！

海賊版のダウンロードが禁止される著作物の種類が、音楽・映像から**全ての著作物に広がります。**

(例) 漫画、小説、論文、写真、新聞、イラスト、コンピューターソフトなど



2 海賊版だと知りながらダウンロードを行うと違法となります！

違法にネットに掲載された**海賊版だと確実に知りながらダウンロードすると違法となります。**

海賊版かどうか分からない場合や、正規版だと誤解した場合には違法となりません。



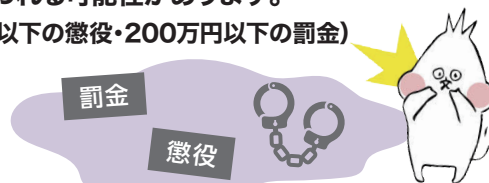
3 違法とならない例外があります！

- 【例外1】スマホでスクリーンショットを撮る際に違法な画像が入り込む場合
- 【例外2】漫画の1コマ～数コマなど、作品のごく一部分の「**軽微**」なダウンロードの場合
- 【例外3】同人誌などの「**二次創作・パロディ**」のダウンロードの場合
- 【例外4】権利者の利益を不当に害しない「**特別な事情**」がある場合

4 罪に問われる場合もあります！

正規版が有償で提供されている著作物の海賊版を**反復・継続してダウンロードした場合**、権利者が告訴すれば、罪に問われる可能性があります。

(2年以下の懲役・200万円以下の罰金)



Q なぜダウンロードまで規制するの？

違法にネットに掲載する人が一番悪いのですが、**海賊版をダウンロードする人も、漫画家などのクリエイターに損害を与えています。**海賊版をダウンロードする人が沢山いると、違法にネットに掲載する人もいなくなります。

このため、違法なネット掲載だけでなく、**海賊版のダウンロードもセットで規制していく必要があります。**

Q 海賊版かどうか分からない場合はどうすれば良い？

海賊版かどうか分からない場合は、ダウンロードしても違法にはなりませんが、**海賊版だと思ったら、利用しないようにしましょう。**

正規版のサービスには、基本的に**右記のマークが付いているので、これを目印にすれば、安心して著作物を利用することができます。**

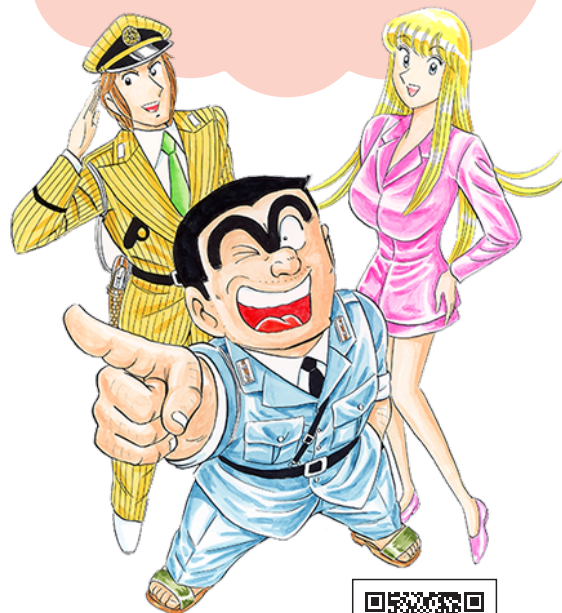


漫画や書籍等には
「**ABJマーク**」



音楽・映像には
「**エルマーク**」

正規版の利用が
「**文化**」を育てる！



侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ & A（基本的な考え方） 【改正法成立後版】

令和2年12月24日
文化庁著作権課

本Q & Aは、令和2年6月5日に成立した「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の内容をもとに、令和3年1月1日から施行となる「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に関する文化庁としての基本的な考え方を整理したものです（令和2年3月10日に公表したもののから、問の追加や回答内容の補足等を行っています）。

【総論（ダウンロード違法化の必要性など）】

問1 既に違法となっているアップロード行為を厳格に取り締まれば良く、ダウンロードを行うユーザーまで規制する必要はないのではないか。

（答）

1. 現行法上も違法アップロード行為については、諸外国と比べても厳格な法定刑（10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科）が定められており、アップロード者に対する権利行使や摘発は随時行われています。また、改正法の附則（第7条）では、違法アップロード対策をより一層充実していくことについても規定しており、政府全体として様々な取組を進めてまいります。
2. 一方で、アップロード者が特定できなかつたり海外にいたりすることなどにより、迅速かつ円滑な権利行使・摘発が困難な場合もあります。また、①侵害コンテンツにアクセスしてダウンロードするユーザーが多数いることによって、アップロード者が多額の広告収入を得られることに繋がるとともに、②ダウンロードした者が更にアップロードして侵害コンテンツを拡散させるなど、ダウンロードがアップロードを助長している面もあります。
3. このため、国民の正当な情報収集等が過度に萎縮しないよう十分に注意しつつも、侵害コンテンツのダウンロードに対する規律を一定程度強化し、アップロードとダウンロードの両面から侵害コンテンツの拡散・利用を防止していく必要があるものと考えています。

問2 漫画村のようなストリーミング型の海賊版サイトには効果がないため、ダウンロードを違法化しても意味がないのではないか。

(答)

1. ダウンロード型の海賊版サイトも多数存在しており、そのような海賊版サイトへの効果が見込めるため、侵害コンテンツのダウンロード違法化を行う意義は大きいものと考えています。
2. また、侵害コンテンツがダウンロードされた場合には、ユーザーの手元にデータが保存される結果、①海賊版サイトが閉鎖されてもずっと侵害コンテンツの利用が継続されるとともに、②ダウンロードされたデータが更に違法アップロードされ、侵害コンテンツが更に拡散していくリスクもあり、権利者に与える不利益が特に大きいと考えられることから、ダウンロード行為を違法化する必要性は高いものと考えています。
3. なお、改正法におけるリーチサイト規制では、ストリーミング型のサイトも対象としているほか、ダウンロード型・ストリーミング型を問わず、海賊版サイトによる被害を防ぐため、別途、関係省庁が密接に連携しながら、例えば、海賊版サイトの収入源を絶つための「広告出稿の抑制」、情報検索サービスにおいて海賊版サイトが表示されないようにする「検索サイト対策」など、実効性のある対策を総合的に講じているところです。

問3 ユーザーが侵害コンテンツをそうと知りながらダウンロードしたかどうかは、外部からは確認できず、権利行使・摘発は不可能であるため、ダウンロードを違法化しても意味がないのではないか。違法化による効果は見込めるのか。

(答)

1. 自ら違法ダウンロードを行っている旨をSNSなどで誇示している場合や、違法アップロードに関する捜査・訴訟等の過程でダウンロードの事実が確認された場合などには、権利行使・摘発が可能です。権利者が警告を発した後もユーザーがダウンロードを継続しているような場合には、違法だと知っていたという立証も可能になると考えられます。
2. また、実際の権利行使・摘発には至らずとも、抑止効果は期待できるものであり、現に、音楽・映像の違法ダウンロード刑事罰化（平成24年10月1日施行）によって、ファイル共有ソフトにおける「有償著作物等」と考えられる音楽・映像ファイルが大幅に減少するなど相当程度の効果が確認されています。また、漫画などの違法ダウンロードに関して、令和元年10月に文化庁が行った国民アンケートにおいては、違法化・刑事罰化がされた場合にはダウンロードを「やめる」・「減らす」と回答した者の割合が9割以上となっていることから、同様に大きな効果が見込めるものと考えています。
3. なお、違法化による実際の効果については、改正法の附則（第6条）において、施行後1年を目途としたフォローアップを行うことが規定されているため、それに基づき、専門家を交えて、しっかりと効果検証を行っていく予定です。

問４ 侵害コンテンツのダウンロードを行った場合、いきなり訴訟を起こされたり、逮捕されたりするのか。

(答)

1. 著作権はあくまで個人の権利であり、著作権侵害となる行為が行われている場合に、権利行使・告訴を行うか否かは、基本的に著作権者の判断に委ねられています。このため、仮に侵害行為を行った場合でも、著作権者がそれを認知・問題視し、権利行使・告訴を行わなければ、ユーザーが法的責任を問われることはありません。
2. 現状でも、様々な場面で、厳密には著作権侵害となり得る行為が行われているものと考えられますが、それらの中には、著作権者が問題視しておらず、いわば黙認されている状況にあるものもあると思われます（いわゆる「寛容的な利用」）。また、通常、権利者は、まずアップロード者に対する措置を行うものであり、警告などの行為を経ずに、いきなりダウンロードを行ったユーザーに対する措置を行うことは通常想定できません。

問５ 平成３１年に提出を検討していた法案から、どのような修正を行ったのか。

(答)

1. 海賊版対策としての実効性を確保しつつ、国民の懸念・不安に対応する観点から、侵害コンテンツのダウンロード違法化に関し、①スクリーンショットを行う際の写り込み、②漫画の１コマ～数コマなどの「軽微なもの」のダウンロード、③二次創作・パロディのダウンロード、④「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロードを違法化対象から除外しています（それぞれの詳細は後述）。
2. また、改正法の附則（第２条～第５条）では、国民への普及啓発・教育の充実や、適法サイトへのマーク付与の推進、刑事罰の運用に当たっての配慮等について規定し、運用面からも国民の懸念・不安等に対応していくこととしています。
3. さらに、リーチサイト運営者等に対する刑事罰については、平成３１年に提出を検討していた案では「非親告罪」となっていましたが、「親告罪」に変更しています。
4. これらの措置によって、「海賊版対策としての実効性確保」と「国民の正当な情報収集等の萎縮防止」のバランスが取れた内容になっているものと考えています。

【違法化による影響】

問6 インターネット上での情報収集等が萎縮するのではないか。

(答)

1. あくまで、違法にアップロードされた著作物を違法だと知りながらダウンロードを行う場合のみが規制されますので、適法にアップロードされた著作物のダウンロードや、違法にアップロードされたことを知らずに行うダウンロードなど、広く一般的に行われているダウンロードの多くは問題となりません。
2. また、問5で記載したとおり、①スクリーンショットを行う際の写り込み、②漫画の1コマ～数コマなどの「軽微なもの」のダウンロード、③二次創作・パロディのダウンロード、④「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロードを違法化対象から除外しており、刑事罰については更に絞り込みを行っていますので、インターネット上での正当な資料収集等は萎縮しないものと考えています。

問7 スマホによるスクリーンショットもできなくなるのか。例えば、SNSのアイコンに使用されている違法画像が、スクリーンショットの際に入り込んでしまった場合は、どうなるのか。

(答)

1. スクリーンショットに関しても、規制されるのは、違法にアップロードされた著作物を違法だと知りながら保存する場合のみです。このため、適法にアップロードされた著作物（例えば、公式サイトや公式アプリの画面など）の保存や、違法にアップロードされたことを知らずに行う保存などは、違法とはなりません。
2. また、違法にアップロードされた著作物に関しても、問5及び問6で記載したとおり、スクリーンショットを行う際の写り込みなどに関する除外規定がありますし、別途、「軽微なもの」のダウンロードに関する除外規定があります。このため、海賊版の漫画を何ページにもわたりそのままスクリーンショットで保存するような場合や、画面全体に鮮明に表示されている絵画の画像（侵害コンテンツ）をスクリーンショットで保存するような場合には違法となり得ますが、SNSの投稿を保存する際に違法にアップロードされた画像が入り込むことなど、国民が日常的に行うスクリーンショットが違法となるケースは想定しづらいものと考えています。

問 8 漫画家・研究者等が行う創作・研究活動や、企業が行うビジネスにも悪影響が及ぶのではないか。

(答)

1. 漫画家・研究者等が業務として行うダウンロードや企業においてビジネスの一環として行われるダウンロードは、私的使用目的の複製（著作権法第30条）とは言いづらいものであり、もともと違法であって、今回の改正とは直接関係しません（改正前と取扱いは変わりません）。
2. なお、文化庁では、今回の改正とは別途、研究目的での自由利用を認める規定（権利制限規定）の創設など、著作物の公正な利用を促進するための措置についても、並行して検討を進めているところです。

問 9 論文に引用するために、インターネット上のコンテンツをダウンロードすることもできなくなるのか。

(答)

1. 今回の改正は、あくまで、私的使用目的の複製（著作権法第30条）に関わるものであり、その他の自由利用を認める規定（権利制限規定）には影響を与えません。このため、例えば、引用のための利用（著作権法第32条）などは、従来通り著作権者の許諾なく行うことができます。
2. なお、権利制限規定については、一般的に、直接の利用場面のみならず、その前段階における準備行為としての複製（引用であれば、引用が想定される資料の収集）についても、必要かつ合理的と認められる限度であれば許容されるものです。このため、例えば、違法にアップロードされた著作物を、その問題点を指摘する論文等に引用する目的でダウンロードすることは許容され得るものと考えられます。

問 10 侵害コンテンツを見ただけで違法となってしまうのか。

(答)

1. 今回の改正によって違法化されるのは、あくまで、侵害コンテンツを意図的・積極的にダウンロードすることであり、侵害コンテンツであっても、単に視聴・閲覧するだけであれば、違法とはなりません（もちろん、政府として、そのような行為を推奨するものではありません）。
2. なお、視聴・閲覧に伴うキャッシュやプログレッシブ・ダウンロードについては、別途、著作権法第47条の4第1項の規定により適法となります。

問１１ メールで侵害コンテンツのファイルを送り付けられた場合にそれを保存すると違法になってしまうのか。

(答)

1. 今回の改正によって違法化されるのは、「著作権…を侵害する自動公衆送信…を受信して行うデジタル方式の複製」であるところ、メール送信は「自動公衆送信」に該当しませんので、これらをもとに侵害コンテンツを保存する行為は、違法化の対象外です（もちろん、政府として、そのような行為を推奨するものではありません）。
2. なお、現時点では、インターネット上からのダウンロードと異なり、メールでの海賊版の送付によって多大な被害が生じているという実態は把握されていないところ、メールという、特定の人の間で行われるクローズドな通信に係る行為まで規制することについては、慎重な検討が必要であると考えています。

問１２ 違法にアップロードされたウェブ上の画像やテキストをプリントアウトすると違法になってしまうのか。

(答)

今回の改正によって違法化されるのは、「著作権…を侵害する自動公衆送信…を受信して行うデジタル方式の複製」であるところ、プリントアウトは「デジタル方式の複製」に該当しませんので、違法化の対象外です（もちろん、政府として、そのような行為を推奨するものではありません）。

問１３ 海外の海賊版サイトから侵害コンテンツをダウンロードした場合は、どうなるのか。

(答)

今回の改正では、国内法の及ばない海外でアップロードされた侵害コンテンツをダウンロードする行為も対象としています。このため、海外の海賊版サイトから侵害コンテンツをダウンロードした場合でも、所定の要件を満たせば、違法となります。

【違法化の対象範囲】

問 1 4 漫画だけをダウンロード違法化の対象にすれば良いのではないか。

(答)

1. これまでは被害実態等を考慮して対象著作物を音楽・映像に限定してきましたが、昨今、漫画に限らず、コンピュータソフトウェアや学術論文、新聞などについても、違法アップロードにより多大な被害が生じている実態があり、関係団体からもダウンロード違法化の対象に含めるよう要望が出ていますので、著作物の種類・分野を問わず、海賊版対策を講じていくことが重要だと考えています。
2. なお、諸外国でも著作物の種類・分野で取扱いを変えている例は把握していません。

問 1 5 「海賊版サイト」からのダウンロードだけを違法化すれば良いのではないか。

(答)

SNSやファイル共有ソフトなど、いわゆる「海賊版サイト」以外にも多大な海賊版被害が生じており、また、どこからダウンロードされても権利者に被害が生じることには変わりはないことから、いわゆる「海賊版サイト」からのものに限定せず、侵害コンテンツをダウンロードする行為を捉えて違法とすることが必要だと考えています。

【主観要件】

問 1 6 インターネット上のコンテンツは、適法にアップロードされたか、違法にアップロードされたかの判別が困難な場合も多いのではないか。実際には違法にアップロードされたものであるが、適法にアップロードされたもの（例：適法に引用されたもの）だと勘違いしてダウンロードした場合は、どうなるか。

(答)

1. 違法にアップロードされたことが確実であると知りながら行うダウンロードのみが違法となりますので、アップロードが適法か違法か分からない場合や、アップロードが適法だと誤解した場合（例えば、適法に引用されてアップロードされたものだと誤解した場合）などは、ダウンロードは違法となりません。
2. なお、出版社においては、適法サイトに「ABJマーク」というマークを表示することで、適法サイトの判別を容易にする取組みが進められており、改正法の附則（第3条）では、そうした取組みのより一層の推進等についても規定しています。なお、音楽・映像に関しては、従来から適法サイトに「エルマーク」が表示されています。

問１７ 違法なアップロードだと知っていたということは、誰がどのように判断するのか。
ユーザーが違法だと知らなかったことを証明することは困難ではないか。

(答)

権利者（刑事罰の場合は検察）がユーザーに対してダウンロードに対する法的責任を追及するためには、「ユーザーが、違法にアップロードされたことが確実であると知りながらダウンロードを行ったこと」を立証する必要があります。例えば、権利者から警告された後も、ユーザーが侵害コンテンツのダウンロードを継続しているような場合には、その立証が可能となると考えられます。

問１８ たとえ「重大な過失」があったとしても、違法にアップロードされたものだと知らずにダウンロードを行った場合も違法にならないということだが、具体的にどのような場合がこれに該当するのか。

(答)

「重大な過失」は著しい不注意を意味するものであり、例えば、誰も知っているような有名な海賊版サイトであるにも関わらず、著しい不注意によってそのようなサイトだと気付かずにダウンロードした場合などが想定されます。

【除外規定】

＜二次創作・パロディ＞

問１９ そもそも二次創作・パロディを創作・アップロードする行為は違法なのか。

(答)

1. 二次創作・パロディについては、引用に関する規定（著作権法第32条）の類推適用や黙示の許諾などにより、適法となる場合があるとの見解もあります。
2. また、違法となる場合であっても、著作権はあくまで個人の権利であり、権利を行使するか否かは、基本的に著作権者の判断に委ねられるものですので、著作権者が権利行使を行わなければ、創作・アップロードを行った者が法的責任を問われることはありません。実際に二次創作・パロディについては、著作権者によって黙認されている場合も多いと承知しています。

問 2 0 二次創作・パロディのダウンロードを違法化の対象から除外したのはなぜか。

(答)

1. パブリックコメントにおいて、二次創作・パロディ（二次的著作物）のダウンロードが違法化の対象となることについて強い懸念が示されていたところ、①二次創作によって原作の売上に悪影響を与えることは想定しづらいこと、②実態として二次創作は黙認されている場合が多く、新たな若手クリエイターを育てるなどコンテンツ産業の発展に重要な機能を果たしているとも考えられることなどから、二次創作・パロディに係るダウンロードまで違法とする必要はないと判断しました。
2. なお、翻訳された漫画などの海賊版による被害も大きいことから、違法に作成された翻訳物のダウンロードについては、違法化の対象に含めることとしています。

問 2 1 ①二次創作・パロディを二次創作者自身が共有サイトなどにアップロードしている場合、それをダウンロードする行為は違法となるのか。また、②二次創作・パロディを更に第三者が違法にアップロードしている場合、その二次創作・パロディの海賊版をダウンロードする行為は違法となるのか。

(答)

問の①のような場合には、ダウンロードは違法となりません。一方で、問の②のような場合には、二次創作者の権利を直接侵害している（二次創作者から見れば、ただの海賊版のアップロード・ダウンロードである）ことから、違法となります。

<軽微なもの>

問 2 2 「軽微なもの」のダウンロードを違法化の対象から除外したのはなぜか。

(答)

パブリックコメントにおいて、SNSなどに違法にアップロードされた漫画の1コマのダウンロードなど、日常的に行われている軽微な行為が違法化の対象となることについて強い懸念が示されていたところであり、そうしたダウンロードによって著作権者の経済的利益が大きく害されることは想定しづらいことから、「軽微なもの」のダウンロードまで違法とする必要はないと判断しました。

問 2 3 「軽微なもの」とは具体的にどのようなものを指すのか。

(答)

1. 典型的には、数十頁で構成される漫画の1コマ～数コマ、長文で構成される論文や新聞記事の数行など、その著作物全体の分量から見て、ダウンロードされる分量がごく小さい場合は、「軽微なもの」と認められます。一方で、漫画の1話の半分程度、論文や新聞記事の半分程度のダウンロードは「軽微なもの」とは言えません。
2. このほか、画質が低く、それ自体では鑑賞に堪えないような粗い画像をダウンロードした場合も「軽微なもの」と認められます。
3. なお、上記は典型例を示したものであり、著作物の種類・性質や、著作物全体の中での複製する部分の位置付け等に応じて、これら以外にも「軽微なもの」に該当する場合はあり得ると考えられます（争いとなった場合には、個別事情を考慮して裁判所で判断されるものです）。

問 2 4 「軽微なもの」について更に詳細な基準は示さないのか。

(答)

1. 著作権法においては、かねてから明確性と柔軟性のバランスが重要との考え方の下で法整備等を進めてきており、今回の「軽微なもの」という要件についても、柔軟な解釈の余地を残すことが望ましいという意見もあることから、現時点では、問23のように、「軽微なもの」と認められる典型例（ホワイトリスト）と、「軽微なもの」とは言えない例（ブラックリスト）を示すにとどめています。
2. より詳細な基準を示すかどうかについては、関係者・国民の皆様の御意見を踏まえながら、よく精査してまいります

問 2 5 漫画の1コマ～数コマのダウンロードであっても、物語の核心部分のコマであれば違法になる場合があるのか。

(答)

具体的な事例の取扱いについては、ダウンロードした分量のみならず、著作物の種類・性質や著作物全体の中での複製する部分の位置付けなどの個別事情も考慮して、裁判所で判断されることとなりますが、例えば、数十頁で構成される漫画の1コマ～数コマという場合には、基本的に、その分量が小さいことのみをもって「軽微なもの」と認められ、そのダウンロードは違法とはならない場合が多いものと考えています。

問26 実際には軽微ではないものを「軽微なもの」と勘違いしてダウンロードした場合は、どうなるのか。

(答)

「軽微なもの」と勘違いしてダウンロードした場合（例えば、数十頁で構成される漫画の1コマだと思ってダウンロードしたが、それが1コマ漫画だった場合）は、違法とはなりません。

<特別な事情がある場合>

問27 「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く」と規定することとしたのはなぜか。これに該当するか否かは、どのように判断されるのか。具体的にどのような場合がこれに該当するのか。

(答)

1. 「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く」という規定は、国民の正当な情報収集等への萎縮を防止するため、様々な要素に照らして、違法化対象からの除外を判断できるバスケットクローズ規定（安全弁）として設けることとしたものです。
2. ただし、海賊版対策の実効性が低下することを避ける観点から、①ユーザー側が「不当に害しないと認められる特別な事情」があることを立証する必要があることとする（その立証ができない場合には、ダウンロードは違法となる）（※1）（※2）とともに、②居直り的な利用を確実に防止する（※3）ため、このような規定としています。

（※1） 侵害コンテンツ（かつ、軽微でも二次創作・パロディでもないもの＝相当分量のデッドコピー）をそうと知りながら利用している以上は、ユーザー側が例外的に「不当に害しないと認められる特別な事情」がある場合だという立証をすることが適当だと考えています。

（※2） なお、刑事罰の場合は、検察が「不当に害しないと認められる特別な事情」がないことを立証する必要があります。

（※3） 漫画の海賊版などを楽しむためにダウンロードしているような場合には、およそ「不当に害しないと認められる特別な事情」がある場合に該当しないことは明らかであるため、居直り（行き過ぎた主張）を確実に防止できます。

3. この要件に該当するか否かは、(ア) 著作物の種類・経済的価値などを踏まえた保護の必要性の程度（権利者側の事情）、(イ) ダウンロードの目的・必要性などを含めた態様（利用者側の事情）、という2つの要素によって判断されるものです。

典型的には、①詐欺集団の作成した詐欺マニュアル（著作物）が、被害者救済団体によって告発サイトに無断掲載（違法アップロード）されている場合に、それを自分や家族を守る目的でダウンロードすること、②無料で提供されている論文（著作物）の相当部分が、他の研究者のウェブサイトには批判とともに無断転載（引用の要件は満たしていない＝違法アップロード）されている場合に、それを全体として保存すること、③有名タレントのSNSに、おすすめイベントを紹介するためにそのポスター（著作物）が無断掲載（違法アップロード）されている場合に、そのSNS投稿を保存することなどが、これに該当します。

問28 「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」に該当することをユーザーが立証するのは困難ではないか。

（答）

1. ユーザーは、問27の（イ）に記載した「ダウンロードの目的・必要性などを含めた態様」として、自らのダウンロードが正当な目的によるものであること、ダウンロードの必要性が高いことなどを立証すれば良く、立証に大きな困難はないと考えています。
なお、問27の（ア）に記載した「著作物の種類・経済的価値などを踏まえた保護の必要性の程度」については、通常、この要件の議論に至る前の段階で権利者側の立証により明らかとなっていると考えられるため、ユーザーが積極的に立証する必要が生じることは基本的に想定されません。
2. なお、今回は、違法にアップロードされた著作物であって、軽微でも二次創作・パロディでもないもの（＝相当分量のデッドコピー）を違法と知りながら、あえてダウンロードするという特殊な場面に関わるものであり、そのようなダウンロードを行う以上は、ユーザーが「不当に害しないと認められる特別な事情」があることを立証するのが適当だと考えています。

【刑事罰】

＜基本的な考え方＞

問 2 9 刑事罰まで科す必要はあるのか。音楽・映像についても摘発事例はないところ、刑事罰を科す意味はどこにあるのか。どういう場合に取り締まりが行われるのか。

(答)

1. まず、音楽・映像の違法ダウンロードについては、平成24年の著作権法改正の附則において、刑事罰の運用に当たってインターネット利用が不当に制限されないような配慮を行うべき旨が規定されており、それに則って、捜査当局において、慎重な配慮の下で運用が行われてきたものと考えております。
2. 他方、実際の摘発には至らずとも、抑止効果は期待できるものであり、現に、音楽・映像の違法ダウンロード刑事罰化（平成24年10月1日施行）によって、ファイル共有ソフトにおける「有償著作物等」と考えられる音楽・映像ファイルが大幅に減少するなど相当程度の効果が確認されています。また、漫画などの違法ダウンロードに関して、昨年10月に文化庁が行った国民アンケートにおいては、刑事罰化がされた場合にはダウンロードを「やめる」と回答した者が約8割と、民事措置だけの場合（約7割）よりも多数に上っており、刑事罰化によって、より大きな効果が見込めるものと考えています。
3. 文化庁の有識者検討会においては、刑事罰がなければ抑止力が大きく低下するという意見や、音楽・映像について既に刑事罰が導入されている中で、仮に民事措置のみとなった場合には漫画などの海賊版問題が軽く捉えられてしまうという意見などがあり、刑事罰が必要であることが共通の認識となっていたところです。
4. 現時点において、どの程度取締りが行われるかについて予断を持って申し上げることはできませんが、権利者が、違法ダウンロードが行われていることを探知した上で、ダウンロードを行ったユーザーに対して警告を発したにもかかわらず、その後もダウンロードが継続されているなどの場合には、行為の悪質性の程度等によっては、刑事上の取締りが開始される可能性もあるものと考えています。

問３０ 警察による捜査権の濫用を招くのではないか。

(答)

1. 音楽・映像の違法ダウンロードについて刑事罰化が行われてから８年以上が経過していますが、そのような事例は生じておりません。また、そもそも、捜査・差押えは、裁判所が発する令状に基づいて行われるものであり、無制限の捜査機関の介入が認められるものではありません。
2. 改正法の附則（第５条）では、刑事罰の運用に当たって、インターネット利用が不当に制限されないような配慮を行うべき旨を規定しており、捜査当局において、慎重な配慮の下で、適切な運用が行われることが期待されるものと考えています。なお、侵害コンテンツのダウンロード違法化は、「親告罪」となっていますので、権利者からの告訴がなければ、起訴されることはありません。

問３１ 著作権等侵害罪はＴＰＰ整備法により一部非親告罪化されているが、今回もそれが適用されるのか。

(答)

1. TPP整備法では、著作権法第１１９条第１項に規定する著作権等侵害罪のうち、一定の要件を満たすものについて、非親告罪化を行いました。音楽・映像の違法ダウンロードに関する刑事罰は、同法第１１９条第３項に規定されているものであって、その態様に関わらず、一律、親告罪のままという取扱いになっていました。
2. 今回の改正においても、この取扱いと同様、全て親告罪としています。

<要件・効果>

問３２ どのような場合に、刑事罰が科されるのか。民事上違法となる要件と、刑事罰が科される要件の違いは何か。

(答)

1. 刑事罰については、特に悪質な行為を対象を厳格に絞り込む観点から、民事上違法となる要件（下記（ア）（イ））に加え、さらに、①正規版が有償で提供されているもののダウンロードを行ったこと、②継続的に又は反復してダウンロードを行ったことを要件として加重しています。
2. このため、（ア）違法にアップロードされた著作物を違法だと知りながらダウンロードを行う場合であって、（イ）除外規定（スクリーンショットを行う際の写り込み、「軽微なもの」、二次創作・パロディ、「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」）のいずれにも該当しないものであり、かつ、（ウ）正規版が有償で提供されているもののダウンロードを継続的に又は反復して行った場合には、刑事罰が科され得ることとなります。

問３３ 正規版が有償で提供されているか否かは、ダウンロードするユーザーには分からない場合もあるが、その場合でも、刑事罰を科される可能性があるのか。正規版が無償で提供されているものと誤解してダウンロードした場合はどうなるのか。

(答)

1. 刑事罰に関しては、ダウンロードした著作物について、正規版が有償で提供されているものであると知っていたことも、要件とされています。
2. このため、正規版が有償で提供されているか否かが分からずにダウンロードした場合や、正規版が無償で提供されているものと勘違いしてダウンロードした場合は、刑事罰の対象とはなりません。ただし、この場合も、他の要件を満たせば、民事上は違法となるため、注意が必要です。

(※) 改正法の第１１９条第３項第２号では「有償著作物特定侵害複製であることを知りながら」という要件が規定されています。

問３４ 正規版が広告モデルで配信されている（ユーザーからは料金を徴収していない）ものである場合は、刑事罰の対象となるのか。

(答)

1. 刑事罰の要件である「有償」は、ユーザーから著作物の視聴に係る対価（料金）を徴収していることを意味しています。このため、正規版が広告モデルで配信されている（ユーザーからは料金を徴収していない）ものである場合には、刑事罰の対象とはなりません。
2. なお、「有償」の要件は、刑事罰の対象を絞り込むために追加で課している要件であり、民事上は、その他の要件を満たした場合、正規版が無償で提供されている著作物のダウンロードであっても違法となります。

問３５ 「継続的に又は反復して」とはどのような場合を想定しているのか。

(答)

1. 脱法的な行為を誘発しかねない懸念もあることから、期間や回数についての具体的な基準をお示しすることは困難ですが、「継続的に又は反復して」という要件は、悪質性の低い、単発的な行為を除外するために設定しているものであり、一定の期間にわたって、複数回、繰り返しダウンロードを行うことを意味しています。
2. なお、この「継続的に又は反復して」という要件は、刑事罰の対象を絞り込むために追加で課している要件であり、民事上は、その他の要件を満たした場合、単発的なダウンロードであっても違法となります。

問 3 6 刑事罰の水準はどうなっているか。

(答)

現行の音楽・映像の違法ダウンロードに係る刑事罰と同様、「二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こととしています。

【その他】

問 3 7 今回の改正に伴って、音楽・映像の違法ダウンロードについて、要件を変更しなかったのはなぜか。

(答)

1. 今回の改正によって、既に措置され、問題なく運用されている音楽・映像の違法ダウンロードに関する規律を現行より後退させることは適切ではなく、関係団体からもパブリックコメントにおいて要件変更への懸念が示されたことから、音楽・映像については基本的に現行通りの取扱いとしています。
2. なお、今回の改正により新たに対象となるマンガ、写真、記事等については、音楽・映像とは異なり、侵害コンテンツがインターネット上で広く多様な形態で流通していることから、これらのダウンロードを音楽・映像と同様の要件で違法化することは、日常的に行われる情報収集行為に大きな影響を及ぼす懸念がある旨、パブリックコメントでも御意見を頂いていたところです。

問 3 8 附則に規定された「違法アップロード対策の充実」として、何を行っていくのか。

(答)

国際連携・国際執行の強化や民間組織との協働など、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」（令和元年10月18日 内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省）に掲げられた施策を中心に、政府全体として、様々な観点から実効的な対策を検討していく予定です。

(以上)